

< 担い手への農地集積等（協定農用地の拡大を含む）に取り組む事例 >

耕作者を中心とした集落協定

1．集落協定の概要

市町村・協定名	山口県宇部市・荒瀬			
協定面積 4.8ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水 稲			
交付金額 89万円	個人配分			50%
	共同取組活動 （50%）	役員報酬		3%
		交付金積立		45%
		事務費		2%
協定参加者	農業者3人、非農業者1人			開始：平成24年度

2．取組に至る経緯

荒瀬集落がある二俣瀬地区では、県知事特認の要件の一つである人口減少率の要件を満たしておらず、中山間直支の対象となりえなかったが、平成 22 年度に実施された国勢調査の結果、平成 24 年度から要件を満たすこととなった。

以上の経緯により、新たに対象となる農地の所有者、耕作者に集まってもらい、説明会を実施し、話し合った結果、平成 24 年度から集落協定に取り組むこととなった。

3．取組の内容

荒瀬集落では、既に農用地の 3.7ha（77%）について利用権が設定され、集落外の農業者も耕作しており、草刈り作業は、主に地権者がしている状態であった。協定締結する際に、協定参加者をどうするかという話になったが、協定参加者は耕作者だけとして、共同取組活動費を農道の舗装にあてるということで話がまとまった。

対象となる農地については、ほ場整備事業により基盤整備が行われているが、農道については舗装されておらず傾斜もあるため、雨が降ると農地に砂利が入り苦慮しており、それをなんとか解消したいというのが集落協定締結の大きな目的である。



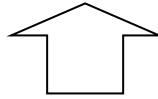
【集落の風景】



【 舗装工事予定の農道】

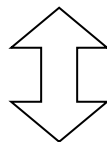
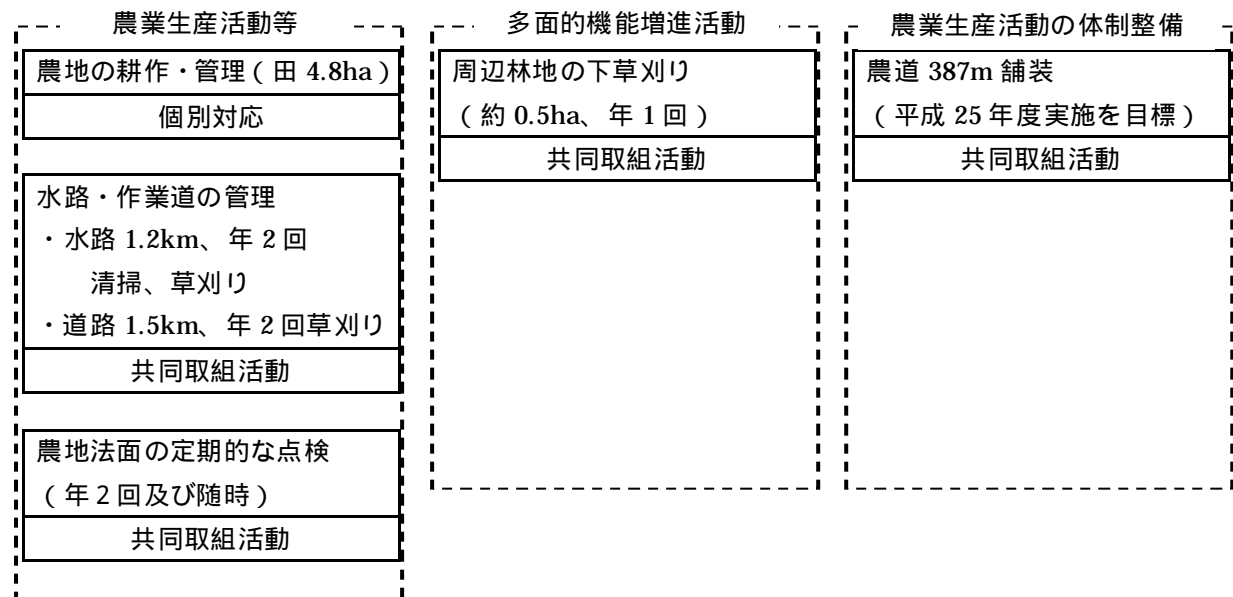
[集落の将来像]

地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備



[将来像を実現するための活動目標]

交付金を共同取組活動へ50%配分し、耕作や農用地の適切な維持管理をすることにより耕作放棄を防止するとともに、共同作業により農道・水路等の整備をする。また、水路・農道の管理作業及び周辺林地の下草刈り作業を共同実施することにより、集落内で農業生産活動等を実施する。



集落外との連携

農地の所有者で耕作できない農地については、利用権を設定し、集落外の農家との連携を図る。良い関係を持続するため、共同取組活動等では助け合い、農業をするのに良い環境づくりに協力する。

4. 今後の課題等

農業の継続が困難な農用地が発生した場合、集落外の協力者を得やすくするため、集落全体の農用地の生産性を高めてそれを維持していくとともに、地権者、耕作者が手を取り合って農地を守っていくための環境を整えていくことが必要である。